

登 議 会 第 150 号
令和 6 年 11 月 21 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 様

登米市議会議長 關 孝

議会による提言について

本議会では、総務企画常任委員会、教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会における事務事業評価等を通じ、別紙のとおり提言を取りまとめました。

つきましては、本市まちづくりの一助となることを願い、本議会による提言といたします。

議 会 に よ る 提 言 書

令和6年 11 月 21 日

登 米 市 議 会

総務企画常任委員会による提言

昨年度の提言である国内交流事業については、令和6年4月の合併20周年企画の実施に向け、20年という節目を大切な機会と捉えた交流事業となるよう、引き続き推進されたい。

移住・定住促進事業について、令和5年度事務事業評価において評価結果を報告している。その中の「空き家対策について」は、昨年度の議会意見交換会における当委員会のテーマとしても掲げられたところであり、結果として、民間活力により空き家等を活用する提案など多くの市民意見を聴取することができた。

このことから、当委員会では、今年度実施予定としていた調査活動テーマである「空き家対策」の優先度を上げ、4月、所管事務調査後に先進事例等の調査・研究のため行政視察を行った。

また、今年度実施された、「人口減少を考える」というテーマでの議会意見交換会においても、移住・定住促進のための空き家の利活用についてさまざまな意見が挙がった。

そこで、令和6年度の事務事業評価において、移住・定住促進事業について、当該事業の課題に対し、以下のとおり令和7年度事業に向けた提言を行うものである。

人口減少対策として、移住を検討されている方から選ばれる「誰もが住みたくなるまちづくり」を目指すため、次の取組を推進されたい。

1 移住・定住の促進と空き家問題の解消を図る

- ・空き家に関する専門的知見を有する、きめ細やかな相談窓口を所管課内に設置し、その窓口の周知を徹底することで、たらい回しをなくし、移住者・定住者の創出につなげられたい。
- ・古い街並みが残る地域・エリアへの移住・定住の推進とシェアハウスとしての活用などの取組を検討されたい。
- ・空き家所有者と空き家利用者のマッチングの取組を推進すべく、連携できる組織や団体などを増加させる仕組み作りに取組まれたい。

2 移住者・定住者の創出

- ・移住体験ツアー、移住お試し住宅、移住フェアの事業内容の抜本的な改善
- ・住まいサポート事業補助金による支援の拡充
- ・奨学金返還支援事業をより効果的な支援に見直し
- ・空き家情報バンク事業における空き家登録物件数の更なる増加
- ・空き家改修事業について補助金の額や率の再考

○令和6年度「事務事業評価」による評価内容について

本委員会では、第二次登米市総合計画実施計画に登載されている事業のうち、まちづくり推進部が所管し、令和5年度から継続する政策的事務事業（ソフト事業）である主要10事業を対象に事務事業評価を行うこととした。

初めに、一次作業として対象10事業に対する、事業概要及び成果等について委員個人による評価および評価理由の意見出しを実施した。

次に、二次作業として一次評価を検証する委員間討議を行った。討議では、各委員の個人評価並びに意見の共有とともに、委員会としての方向性を決定した。

評価をとりまとめるための調査にあたっては、「優先順位が高い」と判断した「移住・定住促進」の1事業に絞り、対象事業として選定し、深掘り調査を実施した。

当該事業に対し、以下のとおり評価結果を報告するものである。

1. 【移住・定住促進事業】

令和5年度の評価に加え、令和6年度の評価では、まず、成果指標である達成すべき目標値(市の移住支援制度を利用して移住した人の数)を年度計画100名と合計数のみ設定している点が問題であると指摘する。移住支援制度区分ごとに個別目標値を設定して落とし込んでいないため、成果目標達成に向けた制度の検証による選択と集中が十分に図られず、注力すれば成果が上がると思われる有効な支援制度に、力点が置かれていないのではないかと考えられる。一例を挙げると、移住体験ツアー、移住お試し住宅、移住フェア等については、3年間ほぼ成果が上げられていない状況であるのにもかかわらず、事業内容に抜本的な改善が見られないところである。本市の特長である水の里を活かした体験ツアーやお試し住宅について、一考を要すべきである。

一方、住環境整備を推進するための住まいサポート事業補助金による支援は、3年間で200名を超える実績があり、事業として有効であると考えられることから拡充を求めるものである。また、奨学金返還支援事業など新しい事業は、実態に合わせ、より効果的な支援に見直すことも必要と言える。空き家情報バンク事業については、市内協力事業者との連携を密にして利用希望者ニーズを正確に捉え、事業周知活動による効果検証を図り、空き家登録物件数の更なる増加を進められたい。空き家改修事業については、補助対象経費が適当であるか否かを市場動向から適正に判断し、補助金の額や率の再考を検討されたい。

今後は、本市の魅力や移住支援策を積極的に発信するため、成果が上げられていない真の理由を把握し、改善すべき課題を解決するために、他の先進自治体の取組事例などを研究されたい。

教育民生常任委員会による提言

(1) コミュニティ・スクール推進事業

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。

本市においては、平成31年度に市内すべての小中学校に設置したが、全国と同様に少子高齢化が進展し、学校と地域の連携に対する重要性は増す一方である。

本委員会としては、「コミュニティ・スクール」が地域に果たす役割は非常に重要であること、市内すべての小中学校への設置から5年が経過したことから事業の実施状況等を確認する必要があると判断し、今年度「コミュニティ・スクール推進事業」を事務事業評価の対象事業として選定し、調査を実施した。

本事業は、学校運営協議会を推進し、家庭・地域・学校が目標やビジョンを共有する中で、教育力の充実や子どもたちを守り育てる環境「地域とともにある学校づくり」を目指していくことを目的に、各小中学校で実施している学校運営協議会の活動に要する委員の謝金や消耗品等を支出するものである。

調査の結果、学校運営協議会での熟議を経て事業を実施する際は、地域コミュニティや公民館等と連携及び工夫をしながら事業を行っていることを確認したが、コミュニティ・スクール推進事業としての予算措置が十分に確保できていないと見受けられた。

また、本市のコミュニティ・スクールの取り組みは、北方小学校が令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的に推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞するなど、全国的にも評価をされている事業であるが、反面、学校毎の取り組みにばらつきがあり、優良な取り組みが全市的に広がっているとは言い難い。市としての統一的な考え方のもと、全市的な取り組みにつなげることが、今後の課題と思われる。

当該事業は、統合により学校数が減少する中、学校と地域との連携は必要不可欠であるとともに、今後も行政として継続すべきと考え、委員会評価としては「概ね適正である」とした。一方、今後の方向性としては、事業内容の整理や見直し、工夫は常に必要であることから、「改善」としたものである。

これら事務事業評価の結果及び所管事務調査を踏まえ、以下のとおり提言するものである。

1. 学校運営協議会で行う事業について、十分な予算措置を検討されたい。
2. 取り組みの地域差が出ないよう、市として共通の考え方のもと、優良な取り組みについては、学校間での積極的な情報共有に努められたい。

(2) 文化財保護支援事業

文化財保護支援事業は、無形民俗文化財・無形文化財等の保存継承と有形文化財の修復・保護のため補助事業を実施するものであり、有識者や文化財保護委員の指導及び協力を得て進められてきた。

本事業は、市が行う必要性が高く、先人が現代まで残した歴史的な遺産は、後世まで引き継いでいかなければならない。

本委員会としても、文化財保護支援事業が果たすべき役割は非常に重要であると捉え、今年度「文化財保護支援事業」を事務事業評価の対象事業として選定し、調査を実施した。

登米市内に存在する文化的な遺産は、有形、無形を合わせ数多く存在し、多岐にわたっているが、文化財保護支援事業の基本的な方針を構築し、年次計画の上に立った事業運営に取り組んでいかなければならない。

調査の結果、特に各団体に対する財源措置は一律的であり、十分とはいえないことを確認した。また、市として次世代へ引き継ぐもの、データ化して残すものなど、有識者や文化財保護委員の指導を受けながら整理をしていくことが必要と見受けられた。

また、少子高齢化により、各分野とも継承する人材が不足していることが課題であり、今後、地域や学校と連携を密にし、伝統・文化、貴重な構築物の保存など、市民の意見をくみ取りながら、保護及び保存活動に努力する必要があると思われる。

当該事業は、文化財の保存及び伝承に直結し、今後も行政として継続すべきと考え、委員会評価としては「良好である」とした。一方、今後の方向性としては、予算面での一律的な補助の見直しや後継者不足への対策など、工夫は常に必要であることから、「改善」としたものである。

これら事務事業評価の結果及び所管事務調査を踏まえ、以下のとおり提言するものである。

1. 無形民俗文化財及び無形文化財等保存団体への補助金について、全ての団体への一律な額の補助ではなく、規模の大きい団体等へ補助の増額を検討されたい。
2. 無形民俗文化財及び無形文化財等保存団体における後継者不足解消に向け、地域や学校と連携を密にし、若手人材の育成等に努められたい。
3. 文化財を地域の資源として積極的に活用するとともに、PRに努めることにより、地域の魅力向上及び観光客の増加につなげられるよう取り組まれたい。

産業建設常任委員会による提言

本委員会は、令和6年度の年間活動計画に3つの活動テーマを設け、その一つに「登米市の地域経済産業振興」を掲げた。その中で、本年4月1日から行政組織の改編により、観光と物産の推進体制を強化するため、「観光物産戦略課」が新設されたことを受けて、地域経済産業振興に向けた視点を持ちながら、所管事務調査や事務事業評価等を実施してきた。

観光振興に向けては、本市が持つ資源や財産を最大限に生かす必要があり、そのための更なる地域の活力向上と交流人口の拡大に向けて求められる取組について提言を行う。

○観光振興の進展に向けて更なる取組を

観光の目的は、歴史・文化の学びや食文化など非日常体験、または自然などのリラクゼーションを求めてその地を訪れることである。

本市においても、観光の目的に応えることができる文化やスポットがあり、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、商工業及び観光振興の具現化を図ることを目的として、平成27年度に策定した「登米市商工観光振興計画」が計画期間の終盤に差し掛かった今もなお、依然として様々な課題が散見される。

以上のことから、更なる観光振興に向けて、次の取組を推進されたい。

1 食や観光と資源循環型農業の連携による本市の魅力向上に向けた取組

これまで本市は、先進的に資源循環型農業を推進してきたが、その農業をさらに深化させるため、現在オーガニックビレッジ宣言に向けて取り組んでいる。

この取組を単に農業の括りだけで捉えず、本市の魅力として食や観光と連携させることで、知名度の向上に結びつくと考えることから、積極的な機会の創出を推進すべきである。

①観光と物産、食と農業など、本市の産業を一体的にPR・推進できる体制が整ったことを受け、その強みを生かした地域内外でのイベントの開催など、新たな展開に向けて検討を進めること。

②資源循環型農業は、本市を象徴するスタイルであるにも関わらず、現状においてその取組に対する発信が弱く、認知度も低い状況にある。より多くの消費者に選ばれることが重要であることから、安全・安心で環境にやさしい農業を進めている産地であることを前面に掲げ、販路拡大や地産地消の取組を更に推進すること。

③資源循環型農業の深化、そして更なる推進を図るためには、有機農業の取組拡大のほか、堆肥やもみ殻、汚泥など資源の再利用に向けた新たな取組が必要と考える。これら資源を活かす手法について、調査・研究を進めること。

2 観光需要を高める道路整備や景観形成に向けた取組

現在、市道等の整備は、「登米市道路整備計画」に基づき実施しているが、観光需要を高めるためにも市民の利便性とどまらず、今後は観光振興の視点を取り入れ、観光地のイメージと調和した整備に努めること。

また、観光需要を高めるためには、景観も重要なポイントとなることから、草刈りや枝払いなど既存の取組を強化するとともに、更なる良好な景観の形成・保全に向けては、先進自治体の事例を参考としながら調査・研究を進めること。

○令和6年度「事務事業評価」による評価内容について

本委員会では、産業経済部及び建設部が所管する主要36事業を対象に事務事業評価を行うとともに、これまでの提言や評価した内容について、検討状況も把握した。

その状況について、鳥獣被害対策事業では、鳥獣被害対策実施隊に対する支援強化や地域住民を巻き込んだ新たな展開が図られていたが、それでも鳥獣被害は増加していることから、なお一層の取組を進められたい。さらに、スマート農業推進方針の策定やオーガニックビレッジ宣言に向けて着手するなど新たな取組も展開しており、今後も事業目的の達成に向けて取り組まれたい。

今回の評価内容は、事務事業評価を通じ「改善が必要」と判断した「市道舗装補修事業」「道路新設改良事業」について、以下のとおり報告するものである。

【市道舗装補修事業】

本市道路の維持補修に当たっては、建設部と各総合支所が連携し、軽微なものについては支所の判断で対応できるなど、より迅速に処理するための体制を構築している点は評価するものであるが、今後、予算の縮減や職員が減少する可能性を考慮しなければならない。宮城県のように、修繕補修を専門業者に委託している例もあることから、業者との連携の可能性も含め、検証・研究を進めること。

また、道路等の危険を知らせるために市内に置かれているカラーコーンについては、早急に場所と数の把握に努め、危険の解消にあたること。

【道路新設改良事業】

道路の新設改良にあつては、整備規模や事業費が大きいことから、国の交付金など有利な財源を活用しながら進める必要があり、要望から実施まで長い年月を要することがある。

要望は、緊急性が高いからこそ行われるものであり、実現までの期間が長ければ長いほど、地域の実情や環境の変化が生まれ、事業目的そのものが合致しなくなる懸念がある。

当然ながら、着手後の安易な事業中止はできないと理解はするものの、状況に応じた見直しや計画の変更は必要であり、「真に必要な整備か」の視点を常に持ち続けながら事業推進にあたること。